



# ごみの分け方・出し方

祝日・振替休日も平常  
どおり収集します

宇治市まち美化推進課  
☎20-8762(直)

種別	収集日	出せるもの	出し方	
もえるごみ	週2回	<p>台所のごみ 紙くず 木切れ・刈り込み 枯葉・草・花 皮革製品の小物(金属部分を除く) 食用油 布切れ たばこの吸い殻 紙おむつ 掃除機のごみ</p>	<p>台所のごみは必ず「水切り」をしてごみ袋へ 刈り込み、木切れ、留の具などを外したよしず・すだれなどはひとまわりの(3枚まで)いずれも径5cm以内のもの多量の場合は臨時ごみ(有料)で ガムテープ 竹串は折って厚紙かガムテープでつつむ 食用油(てんぷら油など)は少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固めて出す 紙おむつは汚物を取り除いてから出す 掃除機のごみは小袋に入れて、ごみ袋へ 皮革製品は金属など皮以外のものを取り除く 古紙類については古紙回収に出す</p>	<p>使用済み乾電池は 透明・半透明で中身の見える袋に入れる 《乾電池》《もえるごみ》 もえるごみの日にごみと分けて出す</p>
	曜日 朝9時までに 午後地域 昼1時までに	<p>金属類 陶磁器類 ガラス類 洗剤の金属・ゴムなどがついているプラスチック製品 電球・蛍光管 家具 電化製品 ふとん・座ぶとん 自転車 灰 ゴム製品 コンロ・ストーブ よしず・すだれ かさ</p>	<p>ガラス・電球・コップなどは新聞紙などに包み「割れ物」と表示して透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる カミソリ・針などはガムテープか厚紙でつつむ ふとん・カーペットはひとまわりの小さくする(2枚まで) 家具は1点までマットレスはシングルサイズまでセミダブル以上は臨時ごみ(有料)でソファは2人掛け以上は臨時ごみ(有料)で 自転車は「ごみ」と表示する 石炭ストーブは灯油を完全に抜き、電池を取るガスコンロ・レンジは電池や携帯ポンペを取る 灰は水でしめらせる ライターは必ず中身を使い切る 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れて「もえないごみ」の日に分けて出す 水銀を使用した体温計・血圧計等はごみに出せませんまち美化推進課までお問い合わせください</p>	<p>使用済みスプレー缶 カセットボンベ缶は 必ず使い切る 穴をあけずに 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる 《スプレー缶・ボンベ缶》《もえないごみ》 もえないごみの日にごみと分けて出す</p>
もえないごみ	週1回 曜日 朝9時までに			

## 臨時ごみ(有料)

引越し、植木せん定などの多量のごみ、通常の収集では収集できない大型・特殊なごみ(電動リクライニング付のベッド・ソファなど)、または園芸土(少量に限る)は臨時ごみ収集を申し込んでください。(有料)

① まち美化推進課に申し込む  
《申し込み時には》  
●氏名・住所・電話番号・出されるもの(品目・点数)を確認後、収集日を設定します。

② 収集日には  
●収集車が横付けできる場所にごみを出してください。(家屋内からの収集はできません)  
●立会いの上、料金を支払ってください。  
料金は、出されるごみの量に応じて、収集時に設定します。

## 犬猫等ペットの死体(有料)

ペットの死体は、有料で収集し、動物専用炉にて処理をしています。市役所への直接持込も可能です。(のら犬・猫は無料です)

収集：犬 3,300円 猫等 2,200円  
持込：犬 2,200円 猫等 1,100円

ごみ袋は  
●市が指定するごみ袋(透明・白色半透明で中身の見える袋)で出してください  
●一度に出すのは2-3袋にしてください  
●片手で持てる大きさ・重さで口をしっかりと縛ってください

ご協力を  
お願いします

## 収集できないもの・収集しないもの

タイヤ、バイク、土砂、コンクリート、危険物・処理困難物(農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ)、消火器、バッテリー、産業廃棄物、建築廃棄物は収集できません。購入された店、専門の業者にご相談ください。  
▶使用済みバッテリーは、購入された販売店にお渡しください。

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)・エアコン  
冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

●「リサイクル料金」「収集運搬料金」の支払いが必要です。  
●詳細は、まち美化推進課までお問い合わせください。

パソコン  
《本体》《ディスプレイ》《ノートブック》  
メーカーに引き取りを依頼してください。  
●「PCリサイクルマーク」の表示が無い製品については、「回収・再資源化料金」の支払いが必要となります。  
●引き取るメーカーが存在しない場合は、まち美化推進課に連絡してください。

営業ごみ  
事業所(会社・商店・飲食店・工場など)から出る営業上のごみは、市では収集しません。適正に自己処理することが義務付けられています。

※各種別のごみを出す際は、実際の収集時間にかかわらず、朝9時までにしてください。(もえるごみ午後地域のもえるごみを除く)